

～身近な行政推進事業～
行政事務出前講座

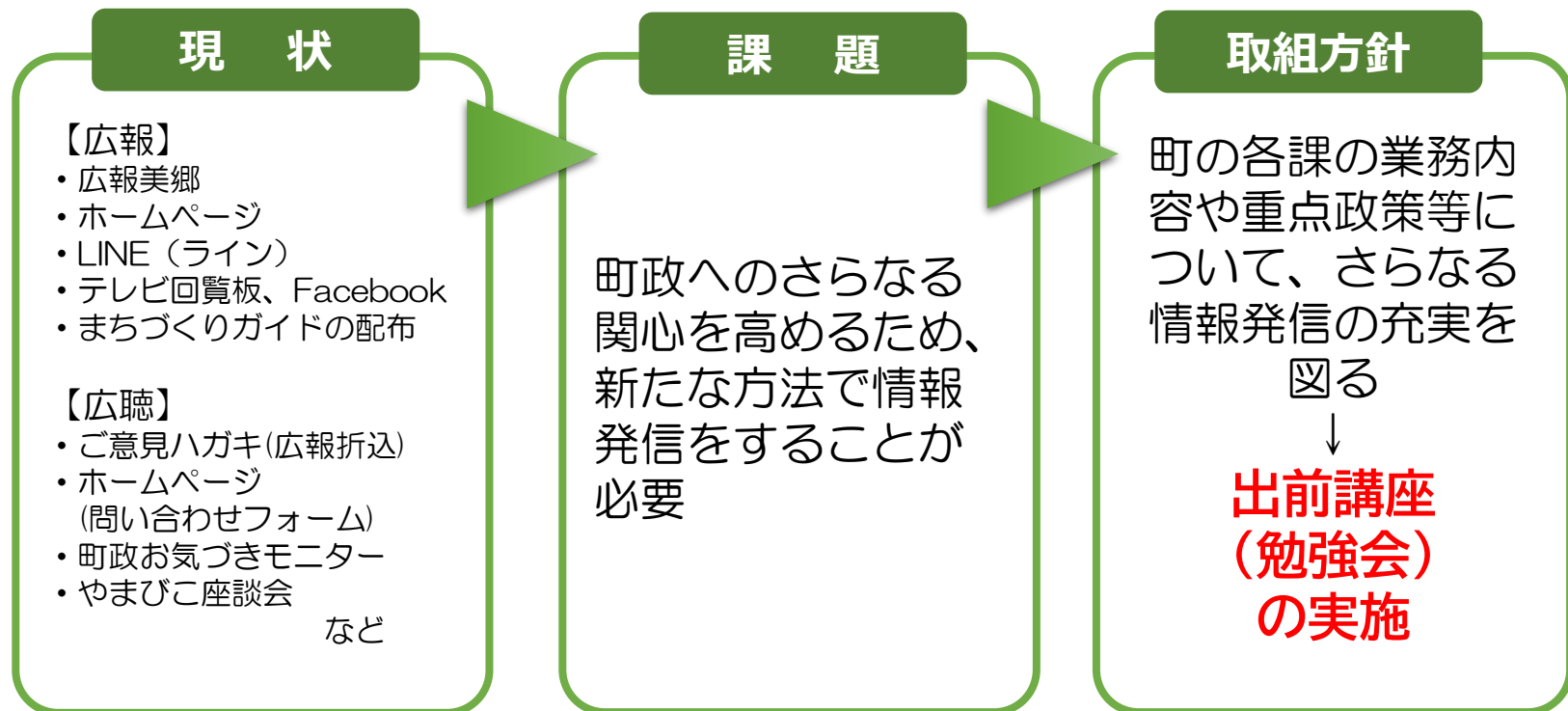
【 総 務 課 】

令和8年7月10日（金）

美郷町中央ふれあい館

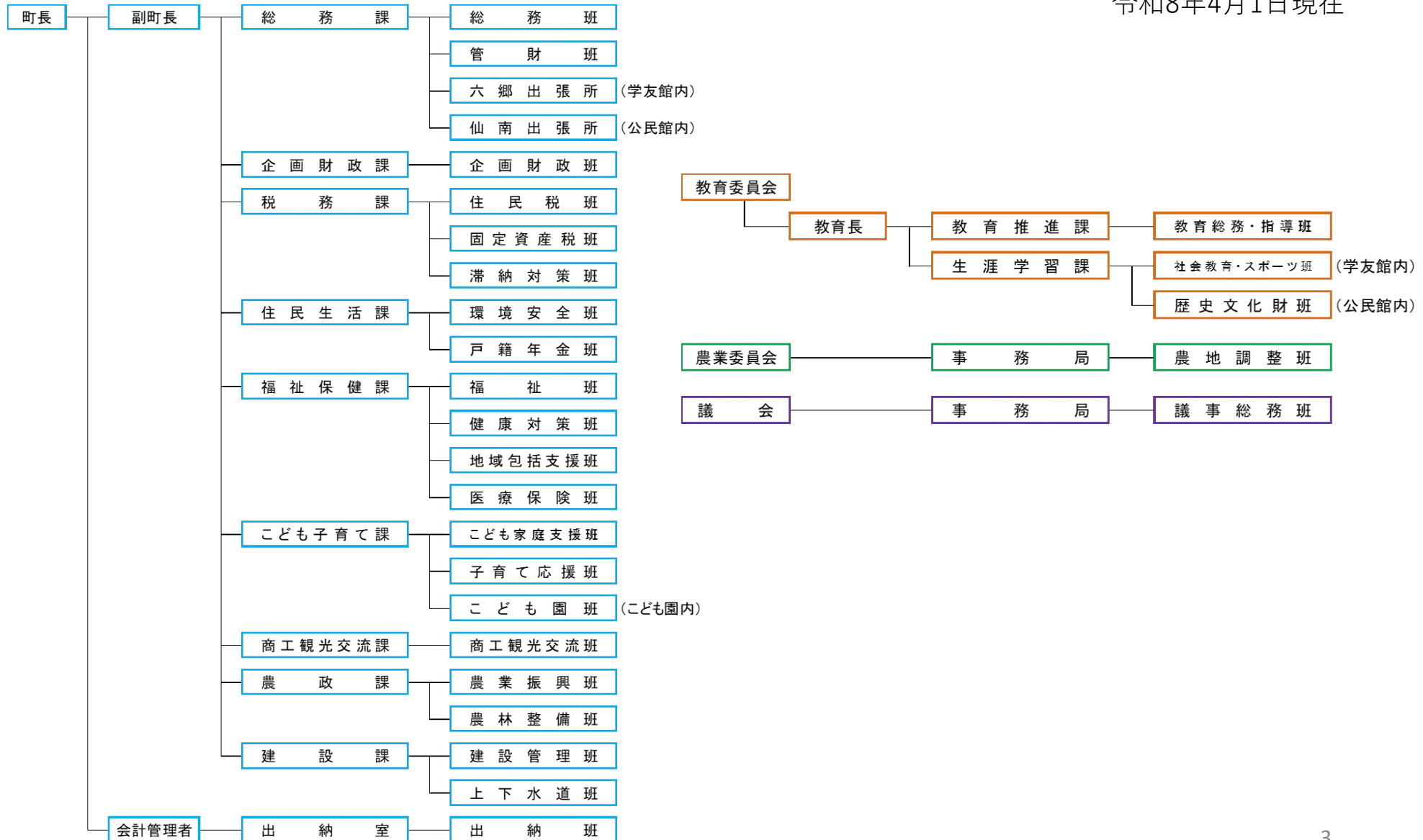
事業の目的

町では『質の高い行政経営を進めるまち』を目標に、基本施策の一つに「住民参加のまちづくり」を促進しています。中でも町政の広報広聴事業においては、町民の皆さまに町政をもっと身近に感じてもらうため、様々な方法で情報発信し、また、町民の皆さまのご意見を聞く機会が必要と考えます。そこで、町民の方々に町の各課の業務である「行政事務」について知ってもらい、理解を深めていただくことを目的に「行政事務出前講座」を実施します。



行政機構（14課・室・局）

令和8年4月1日現在



地方公共団体が処理する事務 「行政事務」を学ぶ

地方公共団体が処理する事務 (行政事務)

自治体が行う「行政事務」は「法令」で決まっています

法定受託事務

国が「適正な処理を特に確保する必要がある」ものとして法律またはこれに基づく政令に特に定めるもので、必ず**法律・政令により事務処理が義務づけられています。**

自治事務

「法定受託事務」以外の事務

地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いた事務で、

- ・ 法律・政令により事務処理が義務づけられているもの
- ・ 法律・政令に基づかずに任意で行うものがあります。

法定受託事務

第1号法定受託事務

本来「**国**が果たすべき役割」
の事務

都道府県・市町村
が受託する事務

主な事務

- ・ 戸籍事務
- ・ 国政選挙（衆議院議員・参議院議員）
- ・ 旅券（パスポート）の発行
- ・ 国道の管理
- ・ 生活保護の決定 など

第2号法定受託事務

本来「**都道府県**が果たすべき役割」
の事務

市町村
が受託する事務

主な事務

- ・ 地方選挙（知事・都道府県議員）
- ・ 県の施設の管理 など

自治事務

自治体が自主的に処理する事務

主な事務

- 国民健康保険事業の運営
- 介護保険サービスの提供、障害者施策
- ごみ収集・処理、環境保全、公害対策
- 消防、救急活動、避難所の設置
- 道路・公園の整備、上下水道の整備
- 小・中学校の設置・運営、給食の提供、社会教育施設の設置
- 商工業・農林水産業・観光の振興
- 保育所の設置・運営、
- 町の選挙（町長・町議会議員）

など

都道府県から権限移譲された事務

主な事務

- 旅券（パスポート）の発行
- 鳥獣の捕獲等の許可
- 浄化槽の設置の届出
- 児童民生委員の指揮監督
- 自立支援医療の支給認定に係る審査
- 旅館業の許可
- 理・美容所の開設の届出の受理

など

総務課の職員数

(出張所職員を除く)

	課長	班長	上席 主査	主査	主任	主事	労務 職	会計 年度 任用 職員	計
—	1								1
総務班		1	2	1	4	1	2	5	16
管財班		1	1	1	1			1	5
計	1	2	3	2	5	1	2	6	22

【総務課：総務班】業務分担

- ・組織機構に関すること
- ・人事、任免、服務及び分限等に関すること
- ・町議会の議案及び招集に関すること
- ・条例、規則等の制定改廃に関すること
- ・災害危機管理、避難者支援に関すること
- ・人事評価、目標管理制度に関すること
- ・文書の収受等、公文書館整備に関すること
- ・個人情報、マイナンバー制度に関すること
- ・職員研修、インターンシップに関すること
- ・職員及び会計年度任用職員の給与等に関すること
- ・安全衛生に関すること
- ・行政区、行政協力員、地縁団体に関すること
- ・行政相談に関すること
- ・広報、広聴、陳情、要望等に関すること
- ・ホームページ、テレビ回覧板等の管理に関すること
- ・秘書、渉外、式典、表彰等に関すること
- ・特別職の運転に関すること
- ・第三セクターに関すること
- ・行政手続制度に関すること
- ・業務効率化推進に関すること
- ・情報公開に関すること
- ・選挙に関すること
- ・出張所に関すること



【総務課：管財班】業務分担

- ・ 町有財産等に関すること
- ・ 町有地、町有林に関すること
- ・ 町有施設、庁舎施設の維持管理に関すること
- ・ 普通財産の管理に関すること
- ・ 建物災害共済に関すること
- ・ 公用自動車、町有バスの運行管理に関すること
- ・ シャトル便の運行に関すること
- ・ 安全運転管理者事務に関すること
- ・ まちなかエリア交流空間整備事業に関すること
- ・ 寄附採納に関すること
- ・ コミュニティセンターの運営、維持管理に関すること
- ・ 庁舎の消耗品の出納、管理に関すること
- ・ 入札の執行事務に関すること
- ・ 一般競争入札の契約事務に関すること
- ・ 電子入札システムに関すること
- ・ 備品管理システムに関すること
- ・ PCB、アスベストに関すること
- ・ 燃料供給契約事務に関すること
- ・ 庁舎清掃に関すること



総務課の 法定受託事務

第1号

- ①国政選挙、最高裁判所裁判官国民審査
- ②検察審査会
- ③裁判員制度

第2号

・地方選挙

総務課法定受託事務【第1号】①／国政選挙

内容

国政選挙は次の選挙があります

- ①衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査
- ②参議院議員通常選挙

①衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査



○直近の選挙

令和8年2月8日執行（令和8年1月27日公示）

・同年1月23日に召集された通常国会の冒頭で内閣総理大臣が衆議院を解散したことによる選挙でした。

👉解散がなければ、衆議院議員の任期満了に伴う総選挙は令和10年10月26日までに行われる予定でした。（前回実施：令和6年10月27日）

👉衆議院の歴史において、4年の任期をすべて全うして「任期満了」の選挙が行われたのは、戦後では昭和51年の1度だけしかありません。それ以外の衆議院選挙は任期途中で内閣総理大臣が解散権を行使する「解散総選挙」として行われています。

総務課法定受託事務【第1号】①／国政選挙

○選挙の仕組み

◆小選挙区

- ・議席の数だけ全国を選挙区に小分けします
- ・一つの選挙区から最も票が多かった1人のみが当選します
- ・投票用紙には「**候補者の個人名**」を書きます

◆比例代表

- ・全国をブロックに分けます
- ・政党の得票数に応じて、それぞれの政党に議席を割り振りします
- ・投票用紙には「**政党名**」を書きます



◆最高裁判所裁判官国民審査

内閣が任命した最高裁判所の裁判官を「そのまま職務に就かせて良いか」を国民がチェックし、罷免（やめさせる）できる制度

- ・裁判官が任命されてから最初に行われる衆議院議員総選挙の時に審査します
- ・やめさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入します
やめさせなくてもよい裁判官には何も書かずに空欄のままで投票します
- ・「×」が書かれた票の数が何も書かれていない票の数を超えた場合は、その裁判官は「罷免」になります

総務課法定受託事務【第1号】①／国政選挙

②参議院議員通常選挙

○直近の選挙

令和7年7月20日執行（令和7年7月3日公示）

- ・任期満了（令和7年7月28日）による選挙

👉 参議院議員の任期は6年ですが、衆議院のような解散がないため、3年ごとに総定数の半分(半数)を入れ替える「通常選挙」が行われます

○選挙の仕組み

◆選挙区

- ・各都道府県ごとに選出
- ・投票用紙には「**候補者の個人名**」を書きます

◆比例代表

- ・全国を一つの単位として各政党の総得票数に応じ、議席を公平に分配します
- ・投票用紙には「**政党名**」または「**候補者個人名**」を書きます

総務課法定受託事務【第1号】①／国政選挙

○選挙の流れ

公示➡選挙戦が公式にスタートする日

衆議院議員→投開票日の12日前

参議院議員→投開票日の17日前

＊立候補の届出（夕方5時で締め切り）

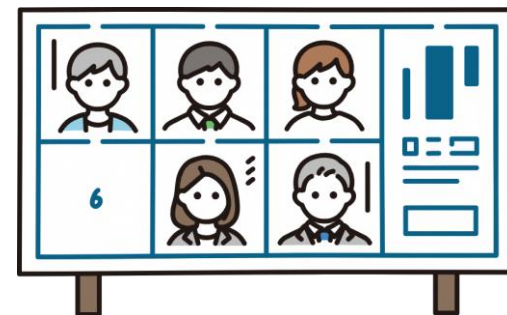
＊町内に設置された掲示板にポスターが貼られる

＊出陣式（街頭演説開始）

投票➡国民が投票する日で、日曜日が多い

時間：午前7時～午後7時（原則午後8時まで→美郷町は1時間短縮）

場所：17カ所



◆期日前投票（きじつぜんとうひょう）

対象：投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定がある方

期間：公示日の翌日から投票日の前日（土曜日）まで

時間：原則として午前8時30分から午後8時まで

※市区町村や施設によって時間が異なる場合があります

場所：各市区町村の役所・役場、臨時の特設会場など

町は3カ所

総務課法定受託事務【第1号】①／国政選挙

開票→投票締め切り後に行います。

例年、美郷町では午後8時から公民館で行っています

開票手順

- ・ 午後7時で投票を締め切り、投票者数を開票会場に電話で報告
- ・ 投票箱などを開票会場に送致（各投票所の管理者、立会人）
→開票会場では投票箱の受取、投票用紙の残枚数や投票録の確認
- ・ 開票開始
 - ①投票箱を一斉に開ける（すべての投票箱を開けます）
投票用紙に他の投票用紙が混ざっていないか確認します
 - ②「自動読取機」により、候補者ごとに票を自動で仕分けします
 - ③機械が判別できない疑問票を取り除き有効か無効か判別する
 - ④②で仕分けられた票の記載が正しいか職員がチェック
 - ⑤計数機を使用して票数が正しいか職員がチェック
 - ⑥チェックされた票を集計する
 - ⑦開票管理者が開票結果を報告する



○総務課が行う事務

- ・ 選挙人名簿の調製
- ・ 投票用紙等の管理
- ・ 選挙啓発
- ・ 投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人の選任
- ・ 投開票事務従事者の確保
- ・ 投票、開票事務の管理 など

総務課法定受託事務【第1号】②／検察審査会

内容

検察審査員候補予定者名簿の調製

○検察審査会とは

検察審査会法により設置された国の機関であり、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査します。

○検察審査員はどうやって選ばれるの？

- ①町選挙管理委員会は、衆議院議員の選挙権を有する方の中から検察審査員候補予定者をくじで選定し、名簿を調製し、10月15日まで国に送付します。
- ②国は、検察審査員候補者の中からくじで検察審査員を選びます。
- ③検察審査員の任期は、6カ月です。審査会議は、平均で月1～2回です。

○検察審査会はどこにあるの？

全国に165庁設置されています。最寄りの検察審査会は次のとおりです。

◎大曲検察審査会（秋田地方裁判所大曲支部庁舎内）

総務課法定受託事務【第1号】③／裁判員制度

内容

裁判員候補予定者名簿の調製

○裁判員制度とは

国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。

○裁判員はどうやって選ばれるの？

- ①町選挙管理委員会は、衆議院議員の選挙権を有する方の中から裁判員候補予定者をくじで選定し、名簿を調製し、10月15日まで国に送付します。
- ②国は、裁判員候補名簿の中からくじで裁判員候補者を選び、手続き後に裁判員を選任します。
- ③裁判員の任期は、対象事件の公判開始から判決までです。
多くの事件は、7日前後となっています。

○裁判員裁判では何人の裁判員と裁判官で審理するの？

原則として、裁判員6人、裁判官3人です。

総務課法定受託事務【第2号】／地方選挙

内容

- 地方選挙は次の選挙があります
- ①都道府県知事選挙
 - ②都道府県議会議員選挙



○直近の選挙

①秋田県知事選挙

令和7年4月6日執行（令和7年3月20日告示）

任期：令和11年4月19日

②秋田県議会議員一般選挙

令和5年4月9日執行（令和5年3月31日告示）

任期：令和9年4月29日

※次回選挙は2027年(令和9年)春の統一地方選挙に合わせて実施される予定

○選挙の流れ

告示→①知事選挙：投開票日の17日前 ②議会議員一般選挙：投開票日の9日前

※地方選挙の場合、発出が各地自体の選挙管理委員会が実施を知らせる

「告示」の形式となります。

総務課の主な自治事務

①

入札に関すること

②

町有地に関すること

③

町の選挙に関すること

④

公文書に関すること

⑤

広報・広聴に関すること

⑥

人事給与・職員の福利厚生に関すること

総務課自治事務①／入札に関すること

内容

入札制度とは・・・

町が道路を直したり、学校の備品を買ったりするときに、民間業者等から一番良い条件の相手を選ぶ仕組みのことです。

○入札制度の目的

- ①税金の有効活用：より安く質の高い物品等を調達し、税金を無駄なく効果的に使うため
- ②公平性の確保：特定の業者を優遇せずに全員に同じルールを適用するため
- ③不正の防止：談合などの違法行為を防ぎ、取引の透明性を高めるため

○主な発注方法

方 法	概 要	メリット
一般競争入札	条件を満たす業者なら誰でも参加可能	公平性が高く、競争によって価格が下がりやすい
指名競争入札	町が実績などを考慮して特定の数社を指名して競わせる	確実な技術を持つ業者を確保でき迅速に発注できる
随意契約	災害時の緊急工事、特殊な技術が必要な場合など、特定の1者と直接契約する	緊急時等にすぐ対応できるが、乱用を防ぐため地方自治法等で厳しく制限されている

総務課自治事務①／入札に関すること

○入札執行の流れ

1.入札参加資格の取得

町の入札に参加する業者は2年に1度、「入札参加資格審査」を申請し名簿に登録される必要がある
(名簿に登録されていない業者は入札に参加することができない)

2.入札案件の確認(公告)

- ①県の電子入札システムを使用して入札を執行(工事、測量コンサルタント業務のみ)
- ②電子入札システムに「このような工事を発注します」という案内が公開される
- ③業者は仕様書や入札説明書をダウンロードして、仕事の内容を確認

3.入札の実施

- ①効率的な入札を実施するため、ひと月に一般競争入札:第1月、第3月、指名競争入札:第2水、第4水、電子入札不可の入札(物品調達等):第4火 で計5回入札日を設けている
- ②入札参加者は入札書金額を記入した入札書を提出(工事等は電子入札システムで入札)

4.開札(結果発表)

提出された価格が並べられ、町の定めたルール(予定価格の範囲内でもっとも安い価格など)に基づいて落札者が決まります

5.契約締結

落札した者と町との間で正式に契約を交わし、業務開始

総務課自治事務②／町有財産の管理に関すること

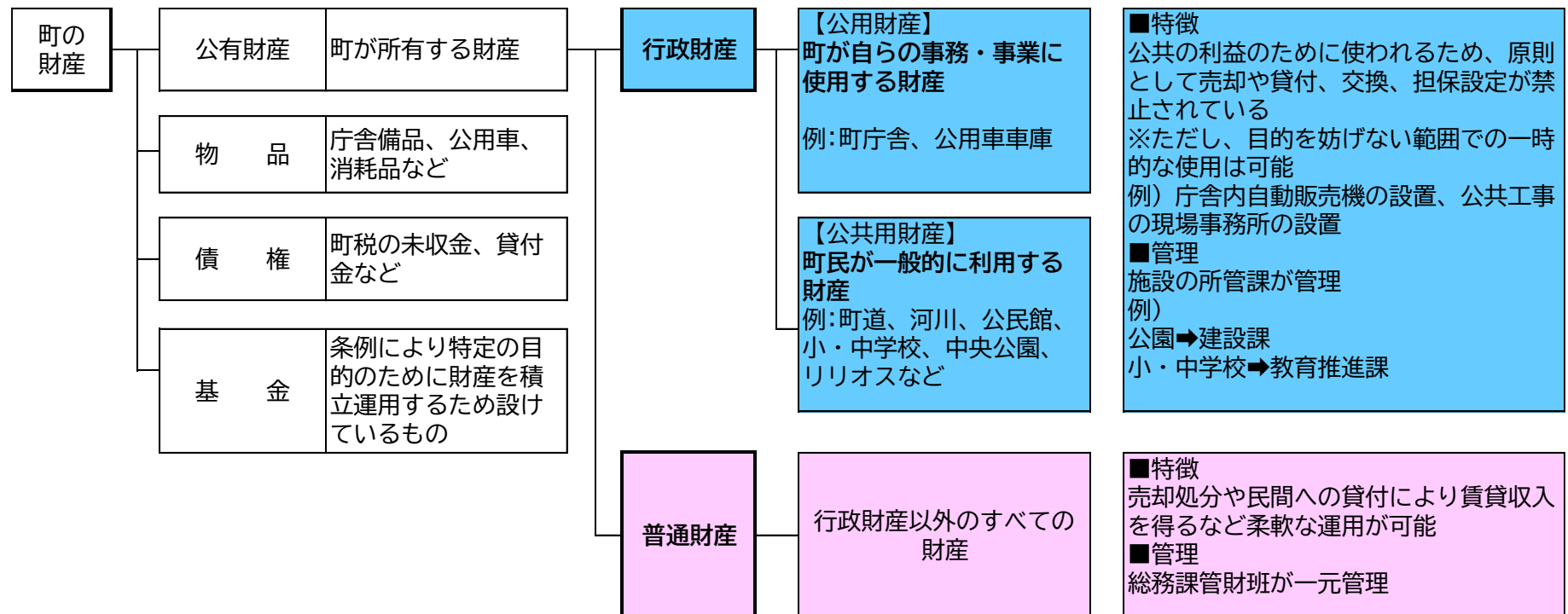
内容

町が所有する財産は次の種類があります

①行政財産 ②普通財産

○町有財産の管理方法

町で管理している財産は、地方自治法第238条に基づき、その用途や目的に応じて次のような構造で分類・管理されています。



総務課自治事務②／町有財産の管理に関すること

○「普通財産」の貸付、売却をする際の事務の流れ



総務課自治事務③／町の選挙に関すること

内容

- 町の選挙は次の選挙があります
- ①町長選挙
 - ②町議会議員選挙



○直近の選挙

①町長選挙

令和6年11月10日執行（令和6年11月5日告示） 無投票

任期：令和10年11月27日

②町議会議員一般選挙

令和7年9月21日執行（令和7年9月16日告示） 無投票 定員14人 立候補者13人

任期：令和11年9月30日

○選挙の流れ

告示➡町長選挙、町議会議員一般選挙：投開票日の5日前

投票➡午前7時～午後6時（原則午後8時まで→町選挙では2時間短縮）

開票➡午後7時～

総務課自治事務③／町の選挙に関すること

○選挙運動

①供託

立候補しようとする方は、現金または国債証書を供託する必要があります。

- ・町長選挙 50万円
- ・町議会議員選挙 15万円

②選挙公営（公費負担）

候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、（１）～（３）に係る経費の一部を町が負担します。

- （１）選挙運動用の自動車の使用
- （２）選挙運動用のポスターの作成
- （３）選挙運動用のビラの作成

※公費負担の限度額等基準・・・町条例や公職選挙法で規定

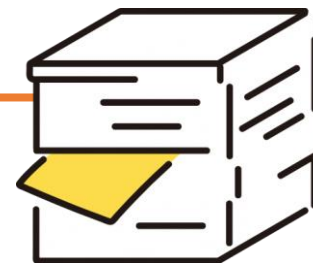
③選挙運動従事者への報酬等の支給

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員には、公職選挙法の規定により、報酬等を支給することができます。

○総務課が行う事務（P16記載以外の事務）

- ・立候補予定者説明会の開催
- ・立候補届出の受付
- ・選挙公報の発行
- ・選挙公営（公費負担）の支払
- ・選挙運動費用の確認 など

総務課自治事務④／公文書に関すること



内容

- ・ 公文書の管理
- ・ 歴史的公文書の評価選別
- ・ 公文書館の整備

○公文書の管理

1 公文書の受け取り・作成

住民からの申請書、町が作成する文書など



2 公文書の整理・保存

番号取得、保存期間設定、電子・紙文書保存



3 保存期間満了

1年、3年、5年、10年、30年



4-1 歴史的公文書 の保存

将来にわたり保存する
必要のある重要な公文
書は永久に保存する

4-2 廃棄

役割を終えた公文書は
安全に廃棄する

総務課自治事務④／公文書に関すること

○歴史的公文書の評価選別

1 評価選別の基準

条例規則に関する文書、町議会の議事等に関する重要な文書、重要な統計調査等に関する文書など



2 保存手続き

「美郷町公文書管理委員会」に取り扱いを協議



3 利用

目録を作成し、利用請求に応じ、閲覧可能

○公文書館の整備

1 目的

町の諸活動や歴史的事実の記録である公文書を町民共有の財産とし、公文書と歴史的公文書を適正に管理し、閲覧できるように保存する

2 機能

現在分散管理している公文書を旧南行政センター1階に集約して保存し、作業スペースや閲覧スペースを検討する

3 スケジュール

- ・令和8年度 旧南行政センター改修工事実施設計業務、アスベスト調査業務
- ・令和9年度 旧南行政センター改修工事

総務課自治事務⑤／広報・広聴に関すること

内容

- ・ 広報誌の発行
- ・ Facebook、公式LINE、テレビ回覧板の運営
- ・ 町へのご意見、要望、苦情等の取りまとめ



○広報誌の発行

- 毎月1日発行（土・日・祝日にあたる場合は直前の平日）
- 全世帯へ配布（行政協力員へ発行日の直前の平日に配達する）
- 町外の有料購読者（年間1,200円）・・・ 42名
- 町内の事業所や企業、関係団体（交流団体、大使等）にも発送（約180件）
- 2年に一度デザインを見直ししている（令和8年6月号から変更）

○Facebook・公式LINEの運営

- 事前に各課の事業等を把握し、毎月計画的に投稿している。
- Facebookのフォロワー約2700人、LINEのお友達約4,800人（令和8年6月末現在）

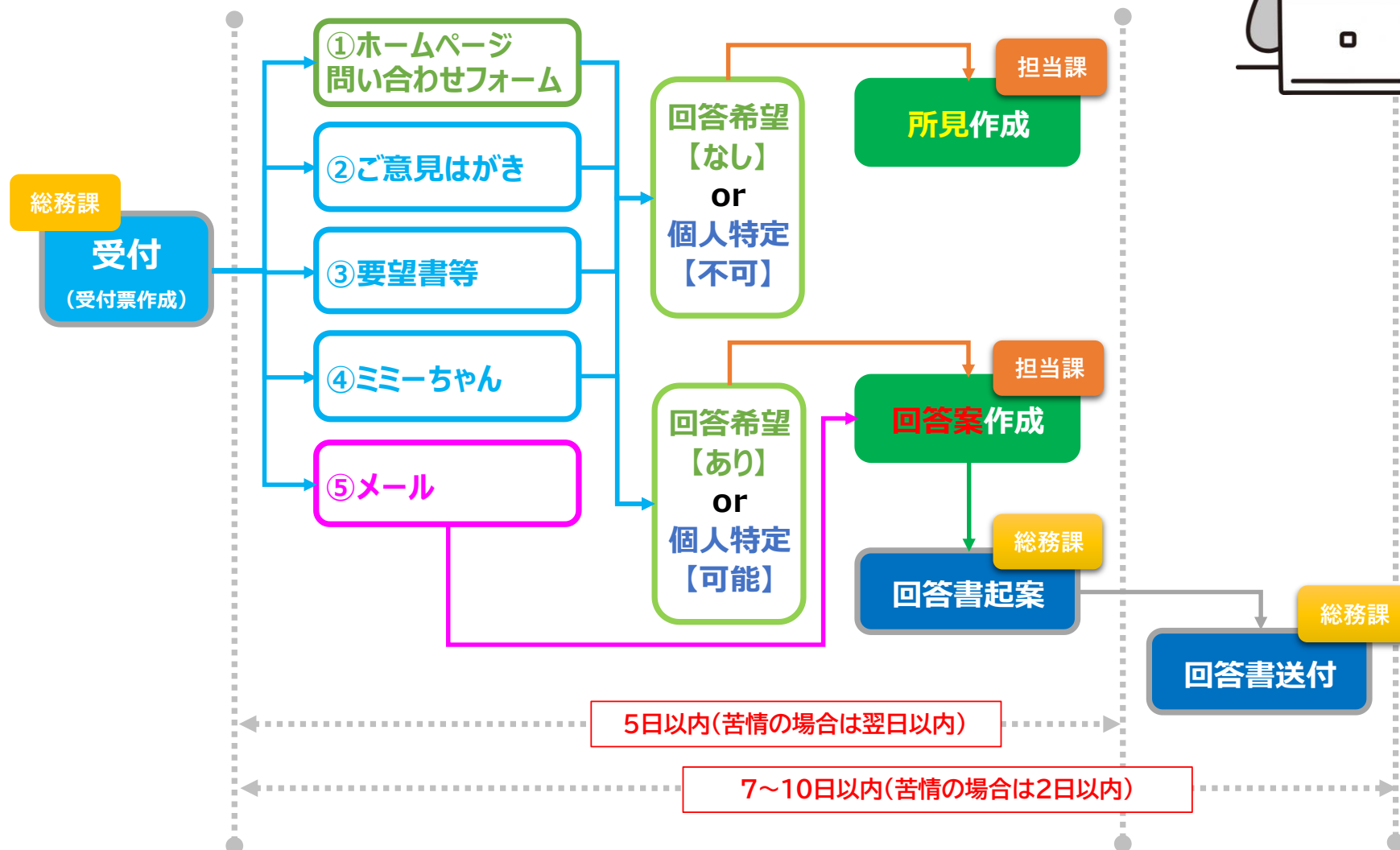
○テレビ回覧板の運営

- すぐに情報を提供できる利点から、最新の情報を発信している。
- 災害時の情報発信には期待している



総務課自治事務⑤／広報・広聴に関すること

○ご意見等の受付から回答書送付までの流れ



総務課自治事務⑥／人事給与・ 職員の福利厚生に関すること

内容

- ・ 職員の任用、職員数
- ・ 職員の給与の状況
- ・ 職員の福利厚生



○職員の任用、職員数

区 分	一般職	労務職	合計
令和8年4月1日採用者数	4人	1人	5人

職 種	令和8年4月1日	令和7年4月1日	前年度比較
一般職①	197人	194人	+3人
労務職②	15人	14人	+1人
計(①+②)	212人	208人	+4人
会計年度任用職員 (年度単位で採用する 一般職非常勤職員)	217人	230人	△13人

令和8年度職員採用試験区分	1次試験実施時期	採用予定人員
一般行政職・学芸員・管理栄養士・保健師・労務職	6月・9月	7人

総務課自治事務⑥／人事給与・

職員の福利厚生に関すること

○職員の給与の状況

秋田県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を参考に、給料表および期末勤勉手当などの改定を行います。

※令和8年4月1日現在

区分		初任給	平均給料月額	平均年齢	期末手当 支給割合	勤勉手当 支給割合
一般職	大学卒	233,844円	339,791円	43.7歳	2.525月 ／年	2.125月／ 年
	高校卒	201,892円				
労務職	高校卒	199,755円	291,681円	51.2歳		

○職員の福利厚生

主な休暇区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日付与(残日数は20日を上限に翌年に繰越可能)
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合(最高90日間)
特別休暇	結婚、出産、看護、リフレッシュ、育児参加など

・1人あたりの年次有給休暇平均取得日数(令和7年) 14.97日

